

令和 3 年 度

定期 監 査 報 告 書

逗 子 市 監 査 委 員

目 次

1	この監査の目的	1
2	監査の対象	1
3	監査の着眼点	1
4	監査の期間	1
5	監査を行った監査委員	1
6	監査の結果	2
	経営企画部	
	企画課	2
	秘書課	2
	財政課	2
	基地対策課	2
	防災安全課	3
	デジタル推進課	3
	総務部	
	総務課	3
	職員課	3
	管財契約課	4
	情報公開課	4
	課税課	4
	納税課	5
	市民協働部	
	市民協働課	5
	文化スポーツ課	5
	経済観光課	6
	戸籍住民課	6
7	意見	7



## 6 監査の結果

財務に関する事務の執行については、おおむね良好に処理されているものと認められたが、一部の事務に改善及び検討を要する事項が見受けられた。また、前回の指摘事項が是正されていないことや報告された措置状況の一部に不履行があったこと等も検出された。今回の定期監査の対象とならなかった部課かいにおいても、事務を執行する上で参考にされたい。

各課かいの監査結果については、次のとおりである。

### 経営企画部

#### 企画課

○ 監査実施日

令和3年7月26日

○ 監査の結果

財務等に関する事務の執行について、前回の監査で指摘した部分は改められており、おおむね適正に処理されているものと認められた。

#### 秘書課

○ 監査実施日

令和3年7月26日

○ 監査の結果

財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められた。

#### 財政課

○ 監査実施日

令和3年7月26日

○ 監査の結果

財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められた。

〈意見・要望事項〉

前回同様、補助金交付事務について、前年度の繰越金額が当該年度の交付金額を上回る事例が散見された。こういった例が絶えないのは、補助団体に対するガバナンスが不十分なことが一因であると思われる。

本来は各所管の予算管理の問題ではあるが、健全な財政運営のために適正な事務処理に向けた今後のルール化について検討されたい。

#### 基地対策課

○ 監査実施日

令和3年7月26日

○ 監査の結果

財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められた。

#### 防災安全課

○ 監査実施日

令和3年7月26日

○ 監査の結果

財務に関する事務の執行については、ごく一部に軽微なミスがあったもののおおむね適正に処理されているものと認められた。

〈意見・要望事項〉

交付額を査定により減額する改善は見られたが、前回に引き続き、補助金の執行について、繰越金額が補助金額を上回る問題点が認められた。適正な事務処理に努めるとともに返還をルール化する等の検討もされたい。

#### デジタル推進課

○ 監査実施日

令和3年7月26日

令和3年8月3日（情報セキュリティ監査報告書に基づくヒアリング実施）

○ 監査の結果

財務等に関する事務の執行については、ごく一部に軽微なミスがあったものの前回の監査で指摘した部分は改められており、おおむね適正に処理されているものと認められた。

〈意見・要望事項〉

過去の情報セキュリティ監査の結果から好ましくない状況が認められることから、全庁的にどのような対策が取れるのか検討されたい。

#### 総務部

##### 総務課

○ 監査実施日

令和3年12月23日

○ 監査の結果

財務等に関する事務の執行については、ごく一部に軽微なミスがあったものの前回の監査で指摘した部分は改められており、おおむね適正に処理されているものと認められた。

#### 職員課

○ 監査実施日

令和3年12月23日

○ 監査の結果

〈指摘事項〉

契約事務の一部において、起案書への必要事項の記載漏れや、正しい様式を使用していない不備が認められた。前回、前々回も同様の指摘あり。【再指摘】

#### 管財契約課

○ 監査実施日

令和3年12月23日

○ 監査の結果

〈指摘事項〉

- ・ 普通財産の貸付けの際の連帯保証人又は契約保証金について、特に理由等を付すことなく省略、免除されている。【再指摘】
- ・ 普通財産の貸付料延滞金について、契約書の内容に則った徴収がされていなかった。【再指摘】
- ・ 普通財産の貸付けに係る納入通知書について、財務規則に則った通知日及び納期限に設定されていなかった。【再指摘】
- ・ 時間外勤務手当について、一部適正な処理がなされていなかった。【再指摘】
- ・ 小坪漁業協同組合に対する普通財産の貸付けについて、出納整理期間内に貸付料を納付させ、適切に収入するような事務がなされていなかった。  
また、貸付料の一部である運用益納付額の算定基礎である収入の期間が、契約における貸借期間と異なっている。

〈意見・要望事項〉

- ・ 普通財産の貸付けの際の連帯保証人又は契約保証金及び貸付料延滞金に係る指摘事項については、定期監査結果に対する措置状況の回答において、令和2年度中に取扱基準及びマニュアルを作るとされており、既にそれに基づく運用がされていなければならない案件である。
- ・ 普通財産の貸付けに関し、貸付年数を含めた契約の在り方について検討するとともに、公有財産の有効活用により市全体として収益を増加するための方策について、財産管理主管課として積極的に取り組まれない。

#### 情報公開課

○ 監査実施日

令和3年12月23日

○ 監査の結果

財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められた。

#### 課税課

○ 監査実施日

令和3年12月23日

○ 監査の結果

〈意見・要望事項〉

時間外勤務手当について、これまでの煩雑な事務を改善する努力や工夫は見られたが、残念ながら時間外勤務等命令票の内容をシートに入力する際の誤りが散見された。新たなシステムでの適正な処理を期待する。

## 納税課

### ○ 監査実施日

令和3年12月23日

### ○ 監査の結果

#### 〈指摘事項〉

契約事務の一部において、起案漏れ等の不備があった。

## 市民協働部

### 市民協働課

### ○ 監査実施日

令和4年3月1日

### ○ 監査の結果

#### 〈指摘事項〉

- ・ 契約事務及び補助金交付事務において、根拠条文や日付の誤りがあった。
- ・ 行政財産目的外使用許可事務において納入通知書の発送をする際に、財務規則に則った納期限が設定されていなかった。【再指摘】
- ・ 職員給与費について、時間外勤務等命令票及び前月実績入力シートの記載に誤りが見受けられた。【再指摘】
- ・ 出先機関において、以前から正しいルールを知らないまま年次休暇の処理を誤っており、他の事務においても点検を要す。

#### 〈意見・要望事項〉

- ・ 職員給与費について、年度内に支給額の是正ができない場合は、予算額及び決算額に影響を及ぼしているということを十分認識するようにされたい。
- ・ 住民自治協議会についての支出が逗子小学校区の設立の見通しがつかないまま続いている。小学校区を前提とした現制度では、今後も状況は厳しいと想像され、要綱改正をする等具体的な改善をすべき時期に来ていると思われる。

## 文化スポーツ課

### ○ 監査実施日

令和4年3月1日

### ○ 監査の結果

#### 〈指摘事項〉

行政財産目的外使用許可事務において納入通知書の発送をする際に、財務規則に則った納期限が設定されていなかった。

#### 〈意見・要望事項〉

令和2年4月に逗子市公有財産規則が一部改正され、電柱等の埋設物の設置については使用許可期間が3年以内に延長されたことに伴い、当該使用許可期間についても今後検討

されたい。

#### 経済観光課

○ 監査実施日

令和4年3月1日

○ 監査の結果

〈指摘事項〉

- ・ 市民農園使用料について、納入期限までに納入されていないものが散見された。

【再指摘】

- ・ 契約事務の一部において、正しい根拠規定が引用されていない不備があった。

【再指摘】

〈意見・要望事項〉

市民農園使用料については未納者への督促を行う等の改善の努力は理解するものである。ただし、必要以上に徴収コストを掛けないためにも遅延や滞納に対するペナルティーを設定してはどうか。

#### 戸籍住民課

○ 監査実施日

令和4年3月1日

○ 監査の結果

〈指摘事項〉

- ・ 郵便切手受払簿の取り扱いについて、様式に定められた処理が行われていなかった。
- ・ 時間外勤務手当について、一部適正な処理がなされていなかった。

## 7 意見

令和3年度の定期監査における主な検出事項は、次の8点である。

- (1) 職員給与費（時間外勤務手当）事務における計算誤り
- (2) 契約起案の際の記入漏れや誤記入
- (3) 行政財産目的外使用許可事務における誤り
- (4) 補助金交付における検討及び改善を要する事務
- (5) 前回指摘事項の改善施策実行の不徹底
- (6) 監査結果に対する措置状況の内容の不履行
- (7) 情報セキュリティ監査結果からの問題点
- (8) 3E（経済性、効率性、有効性）の観点から是正、改善が求められる事務事業

- (1) 職員給与費（時間外勤務手当）事務における計算誤り

依然として、複数の部署において計算誤り、勤務時間の積算誤りが見受けられ、これによる過大支給及び支給不足が発生した。

この問題は、手書き、手計算による管理が限界であることを示しており、今般新たなシステムが導入されたことは、内部統制の整備として有効な手段であると期待できる。今後は、システムがしっかりと機能しているかを確認し、評価する。

- (2) 契約起案の際の記入漏れや誤記入

多くが根拠条文等の記入の誤りや漏れといった軽微な内容ではあるが、定期監査では少なからず見られるケアレスミスである。特にこれまで複数回の指摘を受けた所管においては、厳格に対処されたい。

- (3) 行政財産目的外使用許可事務における誤り

一連の事務が年度切替え時に多く発生し、規則上納期限までの期間が短いという困難な状況は理解するところである。また、事務量削減のため使用許可期間を3年にすることにも着手する努力も伺える。

抜本的な解決のためには、所管ごとではなく、全庁的に事務を一本化、限定的な仕事としてアウトソーシングをする等のコストを掛けない方法も検討されたい。

- (4) 補助金交付における検討及び改善を要する事務

補助金の執行について、今回も繰越金額が補助金額を上回る事例が認められた。予算編成時に要望額を所管レベルで減額する改善は見られたが、まだまだ補助団体に対するガバナンスを強める余地はあると思われる。

なお、補助金は、規則上「補助事業者が事業等を完了した後において交付するものとする。」と規定されており、例外として完了前の交付が認められている。しかしながら実態としては、年度当初に交付することが通例となってしまう、その後の管理を難しくしている。規則では、

補助金の返還を命じることが可能とされているので、単に繰越しを認めるのではなく、その運用についても考慮されたい。

(5) 前回指摘事項の改善施策実行の不徹底

前回の監査で指摘された事項が改善されず、今回の監査でも同様の指摘事項がなされたことは引き続き問題である。これは、内部統制上の問題点が放置されていることを意味し、潜在的なリスクが認められたまま運用がされている状態である。

事務を執行するうえでは、監査上の指摘事項に十分留意し、その指摘に対する改善策を早急に立案するとともに、適切な運用がなされることが求められる。

(6) 監査結果に対する措置状況の内容の不履行

今回の監査で既に公表された措置状況の内容に一部不履行が認められた。このことは、指摘等を認識した上で改善策が回答されていたにもかかわらず、特に理由もなく解決が先延ばしとなったことと同義である。本市の監査では、フォローアップによって是正や改善に実効性を求めることとしており、強くその履行を要請するものである。

(7) 情報セキュリティ監査結果からの問題点

定期監査の直接の対象ではなかったが、過去の情報セキュリティ監査の報告書を検証したところ、少なからず問題点が認められることから、今後全庁的にどのような対策が取れるのか検討する必要があると思われる。

(8) 3E（経済性、効率性、有効性）の観点から是正、改善が求められる事務事業

ア 住民自治協議会についての支出が逗子小学校区の設定の見通しがつかないまま続いている。一部の地域が外れている状態が恒常化することは、当然ながら好ましいことではなく、具体的な改善をすべき時期に来ていると思われる。

イ 普通財産に限らず、庁舎地下駐車場の例からも明らかのように、公有財産の有効活用により市全体として収益を図っていくことは非常に重要であり、既存の契約の見直しのみならず、新たな方策についても積極的に取り組むべきである。

以上の点も含めて、今後とも是正や改善が必要な事項に対し、確実にフォローアップを行い、更なる監査の機能向上を図っていく。一方この報告書をまとめる段階で、既に改善に着手している所管も存在し、市全体の問題と捉えて課題を共有し、解決していくという非常に好ましい傾向が更に強まることを期待するものである。

各所管におかれては、監査結果を所掌事務にフィードバックすることで業務改善に役立てていただき、より良い組織を構築していただきたい。